

倉吉市上下水道局告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道料金及び量水器使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 委託の内容

倉吉市水道事業における水道料金及び量水器使用料の収納事務

倉吉市下水道事業における下水道使用料

(1) 受託者が提携するコンビニエンスストアでの水道料金、量水器使用料及び下水道使用料の収納事務

(2) 受託者が提携するスマートフォンアプリによる水道料金、量水器使用料及び下水道使用料の収納事務

2 委託する期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 委託の相手先

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社